

貸借対照表の公告に係る定款の記載例

現在の定款の定めと異なる方法で公告する場合は、公告までに定款を変更する必要があります。定款を変更する場合は、社員総会で議決した後、定款変更届出を提出してください。

◆定款変更届出の必要書類

- 1 定款変更届出書 1部
- 2 定款の変更を議決した社員総会の議事録のコピー 1部
- 3 変更後の定款 2部

提出書類のうち、一部の様式等は、下記ページよりダウンロードしてお使いいただけます。

http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/npo_support/npo_manage.html

◆変更後の定款の記載例

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例は、以下のとおり、ただし書き部分を追加します。

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

<公告別の記載例>

公告方法	記載例
官報	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
日刊新聞紙	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
電子公告	①法人のホームページを選択する場合 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	②内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
	③事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

注意点

- 「定款を変更しない場合」は、貸借対照表の公告について、現行の定款に記載されている方法で行うこととなります。現行定款で「この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」とされている場合、貸借対照表の公告についても毎事業年度終了後、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法と官報に掲載する方法を両方行う必要があります。
- 「官報」及び「日刊新聞紙」の場合は、1度掲載することで公告となりますが、「電子公告」の場合は貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、「主たる事務所の公衆の見やすい場所」の場合は公告開始後1年を経過する日までの間、継続して公告する必要があります。
- 「電子公告」とは、インターネット上のウェブサイトに掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO 法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該 NPO 法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。

判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。
- 「公衆の見やすい場所」とは、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態であり、利害関係者のみならず広く市民が当該 NPO 法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示するなど建物の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断してください。
- 貸借対照表の公告において、「内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載するとともに、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったように、定款に複数の手段を重ねて定めることは可能ですが、「内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載又は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったよう**複数の手段を選択的に定めることは相応しくありません。**
- 「解散に係る公告や清算中の破産開始に係る公告」は、この規定によらず**官報**で行う必要があります。（NPO法第31条の10第4項、第31条の12第4項）

法改正関連部分のみの変更の場合の記入例

第6号様式

定款変更届出書	
提出する日を記載してください。 平成○年○月○日	
(宛先) 名古屋市長	
愛知県名古屋市○区○町○番○号 特定非営利活動法人○○○○ 代表者 ○○ ○○ 印	
法務局で登記した法人代表者印を押印してください	
下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により届け出ます。	
記	
1 変更の内容	変更後の定款の施行日を記載してください。総会において「本日付けで定款を変更する」と議決した場合は「総会日」を、「○月○日付けで定款を変更する」と議決した場合は「○月○日」に対応する日を記載します。
(1) 定款を変更した日 平成○年○月○日	見出し、条名、条文は、法人により、この記載例と異なる場合があります。定款を確認のうえ、記載してください。
(2) 定款変更箇所の新旧対照表	
変更前	変更後
(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</u>
変更する箇所に下線を引いてください	
定款に附則を追加する場合は、記載してください。	附則 <u>この定款は、平成○年○月○日から施行する。</u>
2 変更の理由	法令の改正に伴い、関連する箇所を変更する必要があるため。

通常又は臨時を記入してください

特定非営利活動法人〇〇〇〇第××回〇〇総会議事録

- 1 日 時 平成〇〇年〇月〇日 開会〇〇時〇〇分 閉会〇〇時〇〇分
- 2 場 所 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇会議室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項 第1号議案 定款第〇〇条の変更について
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1)開会

定刻に至り、司会者の〇〇が開会を宣し、本日の第××回〇〇社員総会は、本人出席〇〇名と本人の委任状による代理出席〇〇名の計〇〇名であり、有効に成立した旨を告げた後、社員を代表して〇〇が開会の辞を述べた。

(2)議長選出

司会者が議長の選出について諮ったところ、司会者一任の発言があり、司会者が一任の可否を求めたところ、全員異議なくこれに賛成した。このため、司会者が、〇〇を指名し、議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、〇〇はこれを了承し議長に就任した。

(3)議事録署名人の選任

議長は議案の審議に先立ち、本日の議事の経過をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選出してもらいたい旨諮ったところ、議長一任の発言があり、議長が一任の可否を求めたところ、全員異議なくこれに賛成した。このため、議長が〇〇と〇〇を指名し議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、両名もこれを承諾した。

(4)第1号議案 定款第〇〇条の変更について

議長は、第1号議案について、〇〇に説明を求めた。〇〇は、定款第〇〇条について、定款変更（案）等の資料を配付し、変更理由、変更後の新たな条文について説明した。議長が以上の趣旨により、定款第〇〇条を定款変更(案)のとおり変更することについて議場に諮ったところ、全会一致でこれを可決した。また、定款変更の効力日については、本日とすることを、全会一致で承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成〇〇年〇月〇日

定款に規定された通りの方法で署名(自筆)押印、又は記名押印してください

議事録を正確であると証した日を記入してください

議 長	〇 〇	印
議事録署名人	〇 〇	印
同	〇 〇	印

※議事録の原本は、法人で大切に保管する必要がありますので、コピーを提出してください。
(原本証明は必要ありません)